

# 難民・移民の大規模移動とEU法制の課題

川 村 真 理

## 1. はじめに

2016年末の時点で、迫害や紛争・暴力によって強制移動を強いられた人は、6560万人で過去最多となった。国別で見ると、シリアでは、人口の約3分の2にあたる1200万人が国内避難民、難民、庇護申請者となっており、次いでコロンビア770万人、アフガニスタン470万人、イラク420万人、南スーダン330万人となり<sup>1)</sup>、長期化する紛争、統治体制の麻痺等が影を落とす国々に、保護を求めて住み慣れた土地を余儀なく離れなければならない人が多いことがわかる。難民発生国の上位3か国としては、シリア550万人、アフガニスタン250万人、南スーダン14万人であり、全難民の55%を占める<sup>2)</sup>。国境を越え、他国に新たな活路を見出すべく逃れた、難民、庇護申請者、新たな生活拠点をもとめる移民がむかう先は、トルコが290万人、次いでパキスタン140万人、レバノン100万人、イラン97万9400人、ウガンダ94万800人となり、いずれも流出国の近隣諸国であり<sup>3)</sup>、これらの国々では、当座の安全は確保されるかもしれないが、十分な生活条件が整うとは限らない。また、2016年、国際的保護や難民の地位を求めての新たな庇護申請は、200万件に上り、最も多いのがドイツ72万2400件、アメリカ26万2000件、イタリア12万3000件、トルコ7万8600件、フランス8万8400件と続く<sup>4)</sup>。こうしてみると、世界の庇護申請者は欧州へ多く向かっていることがわかる。EU全体での庇護申請の状況は、表1のとおりで、ドイツ、イタリア、フラ

表1 新規庇護申請者数2016年4月～2017年3月 (Eurostat(注5)を参照し川村作成)

	2016年4月～2017年3月の新規庇護申請者数
EU28 各国	1,061,750
ベルギー	12,975
ブルガリア	16,175
チェコ	1,140
デンマーク	3,740
ドイツ	576,025
エストニア	195
アイルランド	2,300
ギリシャ	61,225
スペイン	19,380
フランス	80,245
クロアチア	2,040
イタリア	135,805
キプロス	3,320
ラトビア	470
リトアニア	475
ルクセンブルグ	2,240
ハンガリー	22,465
マルタ	1,730
オランダ	17,345
オーストリア	30,060
ポーランド	8,420
ポルトガル	815
ルーマニア	2,265
スロベニア	965
スロバキア	140
フィンランド	4,145
スウェーデン	18,995
イギリス	36,650
アイスランド	1,190
リヒテンシュタイン	135
ノルウェー	3,520
スイス	22,230

ンス、ギリシャが上位を占める。

地中海を船で渡り欧州をめざすシリア難民が急増、死者も出る過酷な状況の中、2015年9月に海岸に打ち上げられたシリア難民児童の遺体の写真が、各国に衝撃を与え、人道的見地から欧州での受け入れを歓迎する世論の高まりがブル要因ともなり、庇護を求める人の中には、より豊かな暮らしを求め人々も混在し、欧州への庇護申請者はあとを絶たない。2017年第一四半期のEU全体の庇護申請者数は、16万4,500人である<sup>5)</sup>。欧州の庇護申請手続は、個別案件の審査となっており、今次の大量流入に審査態勢および居住地等の受け入れ態勢が追いつかない状況が続いている。ドイツでは、2016年末の審査未処理件数が、58万7,300件に上る前年比40%の増加となっており最大規模である<sup>6)</sup>。また、援助負担の問題、テロ等の治安、外交問題にも影響を与え、英国のEU離脱では移民問題も争点となりEU体制を揺るがせる問題にまで発展した。

本稿では、難民・移民に関連するEU法制の特徴をおさえつつ、それらが今次の大規模移動に直面しどのような課題が生じているかを明らかにすることを目的とする。特に、EU域内外のギャップ、EU域内でのギャップに着目し、EU統合に向けた政策が、難民・移民の大量流入に関連して、国家間の格差・対応の温度差、負担分担の回避等の連帯から逆行するとみられる動きによって露呈した、EU法制の問題に着目しつつ考察を行うこととする。

## 2. EUの出入国管理政策の変遷

欧州統合は、第二次世界大戦による欧州の荒廃と、冷戦の始まりの中で、欧州再興に向けた1950年の独仏の石炭・鉄鋼共同管理提案からはじまった。1952年に、欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）が設立され、1958年に、欧州経済共同体（EEC）、欧州原子力共同体（EURATOM）が設立され、1967年には、この3つの国際機関が統合され、欧州共同体（EC）が創設された。また、1949年には、欧州審議会（Council of Europe）が、人権、民主主義、

法の支配の分野の基準を汎用する国際機関として設立されている。その間、欧州の植民地は、続々と独立を果たし、欧州経済に影響を与えていたが、1989年の冷戦終結に伴う東西ドイツの統一などを受け、欧州の経済的、政治的統合の機運が高まり、また、そこに活路を見出して、1993年のEU条約（マーストリヒト条約）発効によりEUが発足した。そして、EUの出入国管理政策は、統合推進の手段として構想されてきたのである<sup>7)</sup>。

出入国管理は、国家主権が最も表出する分野といえるが、欧州は、域内の経済活動の円滑化のため、国境での検問を撤廃し、域内の人の移動の自由を確保することを優先させる政策に転換した。1985年シェンゲン協定は、2条において、その目的として域内国境での検問廃止と人の自由移動の促進を規定している<sup>8)</sup>。その他、対外国境管理、査証、第三国出身者の短期自由移動、滞在許可、庇護手続に関する法調整、警察・検察協力、シェンゲン情報システム等が規定されている。経済統合のために検問廃止を導入することには賛成していなかったイギリス、アイルランドは、同条約に批准していない。1990年採択のダブリン条約は、難民認定手続に関して、EU内での複数回申請やたらいまわしを排除すべく、庇護申請の審査国を定めており、欧州域内で一度の申請の機会が与えられることとなった。また、シェンゲン協定によって、EU域内は、人の自由移動が可能となるため、各締約国が他国で生活する可能性のある者の庇護審査も行うこととなり、難民審査の各国共通の基準が必要となった。冷戦終結を機に、国連においては、「人権の普遍化・主流化」が提唱され、庇護制度にも人権規範を反映した基準を取り入れる潮流にあった。欧州においては、東西冷戦の政治体制を背景とした庇護政策の意義の喪失と、経済発展にむけた労働力確保の観点での移民政策も、「人の移動の自由」を基盤とした出入国管理政策の中に、庇護政策を編成する政策転換への影響を与えたと考えられる。マーストリヒト条約において、庇護政策は、第三の柱である政府間協力に位置づけられていたが、その後、1997年に改正されたEU条約（アムステルダム条約）では、庇護政策を第一の柱に移行し、ECの権限下で庇護政策の調和を図ることとなった。同条約63

条下では、難民の受け入れおよび認定手続の最低基準に見合った措置をとることを目指すこととなった。欧州共通庇護制度（CEAS）は、1999年のタンペレで開催された欧州理事会で提唱されたが、その後のEU法体系の中で発展していった。CEASにおいては、2001年の一時的保護に関する指令に続き制定された、2003年ダブリン指令、受け入れ条件指令、2004年資格指令、2005年庇護手続指令等は、難民条約とは別に、国際的保護を必要とする人々の受け入れを定め、庇護申請手続、受け入れ態勢について、EU共通基準を設置することを定めている。2007年に改正されたEU条約（リスボン条約）3条2項では、「連合は、連合市民に域内境界のない、自由、安全及び正義の地域を提供する。そこにおいては国境管理、庇護、移住及び犯罪の防止と撲滅に関する適切な措置と相まって、人の自由移動を保証する」と規定する。また、6条1項は、2000年のEU基本権憲章が、基本条約と同一の法的価値を有すると規定し、人権法内に難民の権利を位置づけることを含め、EU基本権憲章に定める権利、自由および原則を承認している。EU運営条約78条2項では、欧州議会および理事会は、通常の立法手続に従って、CEASに関する措置を採択するとし、庇護に関する7項目を列挙している。こうして、CEASは、まさに欧州の「共通の」政策を加盟国に課すこととなった。2011年に新たな資格指令が採択され、2013年には改正受入条件指令、改正庇護手続指令、改正ダブリン指令、改正EURODAC指令が採択された<sup>9)</sup>。このように、EUは、難民の国際的保護を、単一の域内市場、欧州の高い人権基準、出入国管理政策とそれに連動した庇護法制度の中に、位置付けてきた<sup>10)</sup>。

### 3. 高い人権基準と安全な第三国—EU域内外のギャップ—

EU資格指令（recast）(2011/95/EU)は、難民条約に係る難民認定および補完的保護の基準を定めている。さらに、難民または補完的保護の資格を有する者の地位についても定められている。これらの基準は、過去の難民条約

の1条(A)の難民の定義の解釈の潮流、欧州人権条約3条を中心とした人権条約上のノン・ルフールマン原則の発展、人道法上の議論等を踏まえた規定ぶりとなっており、国際的保護の解釈の高い基準を示している。難民であるための資格の判断で重要な「迫害」行為について、9条1項(a)では、基本的人権、特に、欧州人権条約15条2項に基づきいかなる逸脱もできない権利、即ち生命権、拷問禁止、奴隷の禁止といった基本的人権の重大な違反を構成するような、その性質又は反復によって十分重大なもの、同項(b)では、前(a)と同様に個人に悪影響を及ぼす十分に重大な人権侵害を含む、様々な措置の累積でなければならないと規定している。同条2項では、同条1項の迫害行為が、とりわけ(a)から(f)までの形態をとりうるとして、(a) 性的暴力を含む身体的または精神的暴力行為、(b) 法、行政、警察、および/または司法的措置自体が差別的であることまたは差別的な様式での履行、(c) 不均衡もしくは差別的な訴追または処罰、(d) 不均衡または差別的な処罰の結果をもたらす司法的救済の否定、(e) 紛争における兵役拒否に対する訴追または処罰であって、兵役の遂行が、犯罪または12条2項に定める除外条項の根拠の範囲内にあたる行為を含むことになる場合、(f) ジェンダー特有のまたは子どもに特有の行為、を例示列挙している。また、10条には、迫害理由の評価基準が示されている。6条では、迫害主体として、(a) 国家、(b) 国家または国の領域の相当な部分を支配している政党または組織、(c) 非国家主体(ただし、同条(a)、(b)の主体(国際機関を含む)が、7条に定義する迫害もしくは重大な危害に対し保護を与えることができないかまたは与えることを望まないことが立証できる場合)と定めている。また、補完的保護の資格を有する者の認定基準として重大な危害の有無が問題となるが、15条では重大な危害として、(a) 死刑または死刑執行、(b) 出身国における申請者への拷問、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰、(c) 国際または国内武力紛争の状況における、無差別暴力による文民の生命または身体に対する重大かつ個別の脅威と規定している。7章で国際的保護の内容として、ノン・ルフールマン、家族統合、在留許可、旅行

証明書、雇用、教育、資格認定手続、社会福祉、医療、付き添いのない未成年者、住居、移動の自由、統合のための施設へのアクセス、帰還に関する規定がある。EU加盟国は、これらの基準を踏まえ各国法制に反映させて適用させることとなる。例えば、ドイツは、ドイツ基本法に庇護権を規定し、難民保護政策を積極的に取り組んできた。庇護の地位、難民の地位が付与された場合、社会保障や社会統合のための言語教育等も国家事業として取り組んでいる<sup>11)</sup>。また、経済発展のための移民労働者の受け入れにも積極的で、難民も労働力確保の側面から受け入れ歓迎とする見方もあった<sup>12)</sup>。しかし、近年の、難民・移民の大量流入で、庇護申請の遅滞や受け入れ態勢が追いつかないなどの問題があり、市民からの反発の声もあがるなどしている<sup>13)</sup>。また、EU域内でも、例えばハンガリーは、クロアチア、セルビアとの間にフェンスを建設するなど、大量の不正規移動者に対して厳しい姿勢で臨んでいる<sup>14)</sup>。共通基準を有しつつ統合をはかりながらも、EU各国の対応には差がある。ただし、EU内では欧州司法裁判所、欧州人権条約の基準については欧州人権裁判所と各国司法救済以外の司法救済措置が設けられており、CEASの解釈適用に関する監視機能が働くこととなる。

他方で、2013年の改正EU庇護手続指令<sup>15)</sup>では、35条で一次庇護国、38条で安全な第三国を規定している。EU加盟国ではない国が、国際的保護申請者にとって一次庇護国と見なされる場合、同国からEU加盟国に入国して国際的保護申請を行っても、同申請は受理できないと考えることができる。また、EU加盟国ではない国が、安全な第三国と見なされる場合、同国を経由してEU加盟国に入国して国際的保護申請を行っても、同申請は受理できないと考えることができる<sup>16)</sup>。このように、EU域内に入る段階で、国際的保護手続にアクセスできないという基準をも定めていて、EU域内の国境は撤廃する措置をとる一方で、EU域外との「壁」は高くしている。35条では、一次庇護国に関し、難民として認定されその保護をまだ受けることができる、またはノン・ルフールマン原則を含む十分な保護を享受していることを規定しているが、この十分な保護の基準についての規定はないため、国家間で対

応の差異が生じるし、先にみたEU基準の保護と同等との判断基準にはなっていない。「安全な第三国」に関し、①民族、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること、または政治的意見を理由に、生命および自由が脅かされないこと、②指令2011/95/EUで定義される重大な危害の危険性がないこと、③ジュネーブ条約に従い、ノン・ルフールマン原則が尊重されること、④国際法に定められる拷問および残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いからの自由に反する退去の禁止が尊重されること、⑤難民の地位を求め、また、難民と認められた場合、ジュネーブ条約に従って保護を受ける可能性が存在することの5つの基準を示している。「安全な第三国」の導入は、自国で難民審査を行わない、他国に責任を負わせる制度となりうるとの批判があり、EU域外の他国の「安全」の基準の手続的保障まで踏み込めないため、EU基準の安全性の確証がない場合にも送還の執行の懸念がぬぐいきれない<sup>17)</sup>。また、EUは、迫害、拷問、非人道的または品位を傷つける取扱いまたは刑罰、暴力のおそれ、武力紛争がない国を「安全な出身国」としてリストアップし、当該国国民の難民申請は「ファストトラック」にのせて迅速処理を行うこととしている。「安全な出身国」リストは各国によって作成されるが、「安全」としてEU共通のリストに入る国として、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、コソボ、モンテネグロ、セルビア、トルコがある<sup>18)</sup>。これらの国の「安全」が例えば、ドイツの安全と同レベルかといえそうとうは言えないところもあり、「安全」の基準が問われる。EUは、「安全な第三国」と再入国協定といった出入国管理政策と経済連携、開発援助、平和構築等の政策を関連づけて対外政策をとりまとめてきた経緯がある<sup>19)</sup>。2016年3月のEU・トルコ合意は、トルコからギリシャへの不正規移動者をトルコに送還するのと引き換えにトルコの難民の支援、トルコ人へのEUビザ緩和等を行うとしており、1年でギリシャへの不正規移動者数は減少したが<sup>20)</sup>、ギリシャの厳しい状況もさることながら、現在のトルコの状況が、上述の基準をふくむ手続指令の基準および手続的保障ならびに人権条約等の基準を満たす状況にあるかどうかを憂慮する見方もある<sup>21)</sup>。



また、EUの「高い壁」との関連で、EUは、対外国境の管理体制を構築してきた。これは、シェンゲン体制による域内の国境管理撤廃に伴い、対外的な「壁」の強化が必要になったことは、いわば必然であろう。近年、地中海から船で欧州に到着する人々の急増から、地中海での人命救助、捜索態勢の向上、密航船あっせん犯罪の壊滅をめざし、2016年、EUの対外国境、沿岸警備と管理を強化するため、それまでの組織を改組し、欧州国境沿岸警備機関（FRONTEX）が発足した<sup>22)</sup>。

2017年7月になっても、中東・アフリカ等から密航船で地中海を渡り、イタリア・ギリシャに到着する人々は後を絶たず、特に、アフリカ各国からリビアに移動し、リビアからイタリアに渡る混在移民の数は増加、多数の死者、行方不明者を出す一方、地中海における、FRONTEXや海軍等対応の問題、イタリアの受け入れ態勢の限界、中継地リビアにおける人権侵害、人身売買等様々な問題が噴出している。混在移民とは、庇護申請者のほかに、紛争や重大な人権侵害から逃れる者、付き添いのない子ども、経済的理由により欧州をめざす者等を指す。経路地の拠点となっているリビアでは、庇護制度が十分ではないばかりか、国内情勢が不安定で、行政、警察、または司法機関も十分に機能していない<sup>23)</sup>。EUは、リビアに対し、難民、庇護申請者、移民などへの保護と支援、自発的帰還および定住支援、収容施設の状況改善、リビア海軍および沿岸警備の能力強化および訓練、出入国管理等の支援を行っている<sup>24)</sup>。また、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）等の国際機関もリビアへの支援強化を行っている<sup>25)</sup>。これに加え、2017年8月2日、イタリアは、難民・移民をのせた密航船を阻止するため、イタリア海軍の船艇をリビア沖に派遣することにした。イタリアは、リビア領海内でイタリア海軍を展開し、難民・移民をリビアに戻すことを想定しているが、リビアは、主権の侵害だとしてこれに反発している<sup>26)</sup>。

このように、EUの政策は、EU域内の人権保障を高い基準に保ちつつ、難民・移民の受け入れ負担を域外諸国に要請する手法をとってきた。様々な支援策とともに人権規範をEU域外国に広めることも期待されるが、EU基

準と同等のレベルの即時達成はみこめず、ここに国際的保護のギャップがみてとれる。

#### 4. シェンゲン・ダブリン体制と連帯・負担分担の揺らぎ —EU 域内のギャップ—

先にふれたとおり、ダブリン体制では、EU 域内に入った最初の受入国が国際的保護の審査責任国となるように定めており、最初の受入国が国際的保護を認めれば、シェンゲン体制のもと、EU 域内の移動の自由が付与される。

しかし、近年の難民・移民の大規模移動の影響により、国境管理を再導入する国もあり、2017年7月25日現在、ドイツ、オーストリア、デンマーク、スウェーデン、ノルウェーが同年5月より6か月間、一時的に国境管理を行っている<sup>27)</sup>。

また、ダブリン体制では、イタリアおよびギリシャに難民申請手続が集中し、両国に滞留する人々の受け入れ態勢が整わないため生活環境が劣悪となり問題となっている<sup>28)</sup>。イタリアやギリシャにたどりついた人々は、こうした状況に耐え兼ね、他国へ移動し難民申請を行っても、ダブリン体制により最初の登録国へ送還されるが、この送還が非人道的取扱いにあたり条約違反となっている判例も存在し、間接ルフルマンが問題となっている<sup>29)</sup>。リーディングケースとなった、欧州人権裁判所の M. S. S. 対ギリシャ・ベルギー事件<sup>30)</sup>では、アフガニスタン国籍の申立人が、ギリシャから EU 域内に入り、ベルギーで庇護申請をしたが、ダブリン規則により、ベルギーがギリシャに送還することが問われた。ギリシャにおける庇護申請者の収容状況が、欧州人権条約違反、庇護手続の不備により13条違反とし、ベルギーが、申立人をギリシャに送還することは、ギリシャの庇護手続の問題から生じるリスクに申立人をさらすことになるため、同条約3条および13条違反とした。

また、イタリアやギリシャの難民・移民の大量流入による過剰な負担に対し、2015年9月に、16万人の庇護希望者を EU 加盟国間で負担を分担するこ

難民・移民の大規模移動とEU法制の課題

表2 2017年6月9日現在のリロケーション実施状況（計20,869名）

加盟国	イタリアから リロケーションした人数	ギリシャから リロケーションした人数
オーストリア	×	×
ベルギー	121	502
ブルガリア	×	47
クロアチア	18	36
キプロス	34	55
チェコ	×	12
エストニア	×	130
フィンランド	653	987
フランス	330	3,148
ドイツ	2,715	2,943
ハンガリー	×	×
アイルランド	×	459
ラトビア	27	290
リトアニア	17	290
ルクセンブルグ	110	216
マルタ	47	90
オランダ	612	1,295
ポーランド	×	×
ポルトガル	299	1,075
ルーマニア	45	589
スロベニア	35	164
スロバキア	×	16
スペイン	144	742
スウェーデン	228	×
リヒテンシュタイン	×	10
ノルウェー	812	533
スイス	649	344
合計	6,896	13,973

European Commission, “Relocation and Resettlement, 13 June 2017,”を参照して川村が作成

とを目的とした「緊急リロケーションスキーム」が採択された。当該スキームの中で、イタリアから39,600人、ギリシャから66,400人の庇護希望者を、加盟国の人口、国内総生産（GDP）、庇護申請件数、失業率等を考慮して算

出した各国の割りたて人数に従って、2年間のうちに移動させることを要請している<sup>31)</sup>。しかし、この「リロケーション」政策は十分に機能しているとはいえず、表2のとおり、リロケーションの当初の達成目標数にはほど遠い状況である<sup>32)</sup>。ハンガリー、ポーランド、チェコの3か国は、割り当てられた難民受け入れ計画の履行を拒否、これに対し、EUは法的措置をとる方針を固めた。EUの命令に従わない場合は、制裁措置として罰金を科すことができる<sup>33)</sup>。負担分担政策の実施が求められているものの、十分な履行確保ができないばかりか、この負担分担に反発する国、現行システムの下での庇護体制を維持することが難しい国もあり、EU加盟国間の「連帯」の精神に基づき築いてきた、他の国際機関にはないEUの統合システムそのものが、EU内の不満を生み出す1つの要因となっている<sup>34)</sup>。こうした状況を受けて、EUは、ダブリン体制を含むCEASの見直しをすすめている<sup>35)</sup>。

## 5. おわりに — 統合と分断のはざままで —

欧州は、第二次世界大戦後の復興、非植民地化という課題を乗り越え、アメリカの覇権、ユーラシア大陸にひろがる社会主義体制の国家群と対峙しつつ、欧州の再生をはかる道として、欧州の価値、すなわち人権、民主主義、市場経済をよりどころとして、国際機構を通じた組織化を選択した。難民条約は、第二次世界大戦後の欧州における難民問題解決の国際協力の基盤として制定され、その後は、冷戦下での民主主義体制への賛同、人権基準の発展、欧州における市場経済発展のための労働力といった点の影響を含め、難民条約の拡大解釈による難民受け入れを強化してきた。冷戦後も、これらの価値を軸にさらに欧州の統合を図り、人権・人道の理念に基づく難民審査制度は、より良い暮らしを求めて欧州での生活を希求する人々のプル要因ともなってきた<sup>36)</sup>。これを利用して欧州への移住を企図する人々の増加の問題に対し、「安全な国」の概念の導入により、EU域内への入国を抑止する政策を展開、EUの「高い壁」を構築し、EU域外諸国へと負担を転嫁しているとの批判

もある対外政策も展開されている<sup>37)</sup>。EU域内においても、難民審査責任を最初の受入国に担わせたため、EUの難民受け入れ窓口となる南欧、東欧に負担が大きくなった。難民認定されれば、EU域内は移動の自由は保障されるため、よりよい労働環境がみこまれる西欧諸国へと集中、こうしたこともEU加盟国間での経済状況の差につながる一つの要因であったと思われる。他方で、多様な宗教、人種、民族的な背景を持つ人が難民・移民として暮らすドイツ、フランス、イギリスといったEUのリーダー国において、「寛容」の精神と相反するようなテロ事件や移民排斥の動きやEUへの不満もみられる。イギリスのEU離脱は今後のEU体制にも大きな影響を及ぼす。EUの様々な政策の決定は、「民主主義の赤字」と称される高度の官僚システムによってなされ、民意の反映といった問題も様々な政策で議論がなされていた。近年の難民・移民の大規模移動は、上述のEU法制の趣旨、運用面の特徴あるいは矛盾をより明らかにしているようにみえる。規範、政策上の統合・連帯も、国民の支持を得て、実質的に負担分担が機能しなければ足元から揺らぐことも示している。

EUの共通庇護政策は、これほどの難民・移民の大規模な移動を想定しておらず、将来にむけて新たな法制度が望まれるところであるが、画期的な解決策が提示されているわけではなく、中長期にわたりEUは難しい対応を迫られることが見込まれる。

- 
- 1) See, UNHCR, *Global Trend 2016*, (2017) p.6. パレスチナ難民を除く。
  - 2) See, *Ibid.*, p.3.
  - 3) See, *Ibid.*, p.3.
  - 4) See, *Ibid.*, pp.39-41.
  - 5) See, Eurostat, *Asylum quarterly report* (source: statistic Explained (<http://ec.europa.eu/eurostat/statisticsexplained/>)-21/06/2017).
  - 6) See, UNHCR, *Op.cit.*, p.45.
  - 7) 川村真理「難民・移民問題と国際秩序の揺らぎ—EUが直面する課題を中心に—」馬田啓一・小野田欣也・西孝編著『グローバル・エコノミーの論点』(文眞堂,

- 2017年) 38頁参照。
- 8) シェンゲン条約はアムステルダム条約の際、同付属議定書に編入されEU法の一部となった。
  - 9) See, Vincent Chetail, Philippe De Bruycker and Francesco Maiani, *Reforming the Common European Asylum System*, Nijhoff, 2016, pp.3-38; 岡部みどり編『人の国際移動とEU』(法律文化社 2015年), 15-26頁参照。
  - 10) 川村真理 前掲書 38-39頁参照; 中坂恵美子『難民問題と『連帯』EUのダブルン・システムと地域保護プログラム』(東信堂 2010年) 参照。
  - 11) See, Asylum and refugee policy in Germany ([http://www.bmi.bund.de/EN/Topics/Migration-Integration/Asylum-Refugee-Protection/Asylum-Refugee-Protection\\_Germany/asylum-refugee-policy-germany\\_node.html](http://www.bmi.bund.de/EN/Topics/Migration-Integration/Asylum-Refugee-Protection/Asylum-Refugee-Protection_Germany/asylum-refugee-policy-germany_node.html) as of 24, July, 2017).
  - 12) 藤巻秀樹「難民受け入れに積極姿勢のドイツ 人口減で多民族国家への道歩む」エコノミスト第93巻第45号 (2015年) 60-61頁参照。
  - 13) See, Michell Martin, Reuters, “Germany’s AfD picks leaders for election drive, seen shifting right,” 23, April, 2017, (<http://www.reuters.com/article/us-germany-election-afd-idUSKBN17P0DO> as of 25, July, 2017).
  - 14) 在ハンガリー日本国大使館「ハンガリー概況」(2017年) 10頁参照 (<http://www.hu.emb-japan.go.jp/files/000243643.pdf> as of 25, July, 2017).
  - 15) Directive 2013/32/EU of the European Parliament and of the Council of 25 June 2013 on common procedures for granting and withdrawing international protection (recast).
  - 16) 2016年の改正提案 (Com (2016) 467 Final) では36条で「…受理できないものとして却下する」としている。
  - 17) 戸田五郎「欧州庇護政策の現状と課題」世界法年報第27号 (2008年) 17-42頁参照。
  - 18) See, European Commission, “An EU “safe countries of origin” list” ([https://ec.europa.eu/home-affairs/sites/homeaffairs/files/what-we-do/policies/european-agenda-migration/background-information/docs/2\\_eu\\_safe\\_countries\\_of\\_origin\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/home-affairs/sites/homeaffairs/files/what-we-do/policies/european-agenda-migration/background-information/docs/2_eu_safe_countries_of_origin_en.pdf) as of 17, July, 2017); 委員会はこれらの国が「安全」と言えない状況に陥った場合は、ただちにリストから削除することができる。
  - 19) 戸田五郎 前掲書 参照; 岡部みどり「EUによる広域地域形成とその限界—対外政策としての出入国管理」日本EU学会年報第37号 (2017年) 49-68頁参照。
  - 20) See, European Commission, “EU-Turkey Statement one year on,” ([http://ec.europa.eu/home-affairs/sites/homeaffairs/files/what-we-do/policies/european-agenda-migration/background-information/eu\\_turkey\\_statement\\_17032017\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/home-affairs/sites/homeaffairs/files/what-we-do/policies/european-agenda-migration/background-information/eu_turkey_statement_17032017_en.pdf) as of 24, July, 2017).
  - 21) See, UNHCR, “UNHCR on EV-Turkey deal: Asylum safeguards must prevail in

- implementation,” (<http://www.unhcr.org/news/press/2016/3/56ec533e9/unhcr-en-turkey-deal-asylum-safeguards-must-prevail-implementation.html>, as of 10, September, 2017); IRC, NRC, and Oxfam International, “The Reality of the EU-Turkey Statement,” (2017), (<https://data2.unhcr.org/eu/documents/download/54850>, as of 10, September, 2017).
- 22) See, Frontex, “Legal Basis,” (<http://frontex.europa.eu/about-frontex/legal-basis/>, as of 24, July, 2017); European Parliament, “Management of External Borders,” ([http://www.europarl.europa.eu/atyourservice/en/displayFtu.html?ftuId=FTU\\_5.12.4.html](http://www.europarl.europa.eu/atyourservice/en/displayFtu.html?ftuId=FTU_5.12.4.html) as of 24 July 2017).
- 23) See, Marie-Cecile Darne and Tahar Benattia, “Mixed Migration Trends in Libya: Changing Dynamics and Protection Challenges,” (<http://www.unhcr.org/publications/operations/595a02b44/mixed-migration-trends-libya-changing-dynamics-protection-challenges.html> as of 22, July, 2017).
- 24) See, European External Action Service, “EU-Libya relation, factsheet,” 2017 ([https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage\\_en](https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage_en), as of 23, July, 2017).
- 25) See, UNHCR, “As refugee journeys get perilous, UNHCR seeks safer option,” 18, July, 2017 (<http://www.refworld.org/docid/596f41424.html> as of 22, July 2017).
- 26) See, Tara John, “Italy has a controversial new plan to stop migrants crossing the Mediterranean sea,” TIME, 03 August, 2017, (<http://time.com/4885415/italy-naval-mission-migrant-smuggling/>, as of 14, August, 2017).
- 27) See, “Member States’ notifications of the temporary reintroduction of border control at internal borders pursuant to Article 25 et seq. of the Schengen Borders Code”, ([https://ec.europa.eu/home-affairs/sites/homeaffairs/files/what-we-do/policies/borders-and-visas/schengen/reintroduction-border-control/docs/ms\\_notifications\\_-\\_reintroduction\\_of\\_border\\_control\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/home-affairs/sites/homeaffairs/files/what-we-do/policies/borders-and-visas/schengen/reintroduction-border-control/docs/ms_notifications_-_reintroduction_of_border_control_en.pdf) as of 25, July, 2017).
- 28) 八十田博人「地中海移民・難民対策をめぐるイタリア・EU間の論争」日本EU学会年報第37号（2017年）69-91頁参照。
- 29) See, M.S.S v. Belgium and Greece (no.30696/09), 21, January, 2011; 大道寺隆也「欧州共通庇護体制形成をめぐる国際機関間関係—EU内外の諸主体の交錯とその理論的含意—」日本EU学会年報第37号（2017年），134-153頁参照。
- 30) M.S.S v. Belgium and Greece (no.30696/09), 21, January, 2011.
- 31) See, Council decision (EU) 2015/1523 (14, September, 2015); 2015/1601(22, September, 2015); European Commission, “European Solidarity: a refugee relocation system,” (<https://ec.europa.eu/home-affairs/sites/homeaffairs/files/what->

- we-do/policies/european-agenda-migration/background-information/docs/2\_eu\_solidarity\_a\_refugee\_relocation\_system\_en.pdf as of 23, July, 2017).
- 32) European Commission, “Relocation and resettlement,” (13, June, 2017), ([https://ec.europa.eu/home-affairs/sites/homeaffairs/files/what-we-do/policies/european-agenda-migration/20170613\\_factsheet\\_relocation\\_and\\_resettlement\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/home-affairs/sites/homeaffairs/files/what-we-do/policies/european-agenda-migration/20170613_factsheet_relocation_and_resettlement_en.pdf) as of 23, July 2017).
- 33) See, Patrick Wintour, “EU takes action against eastern states for refusing to take refugees,” *theguardian*, 13, June, 2017, (<https://www.theguardian.com/world/2017/jun/13/eu-takes-action-against-eastern-states-for-refusing-to-take-refugees> as of 17, July, 2017).
- 34) 岡部みどり 「欧州移民・難民危機とEU統合の行く末に関する一考察」国際問題 No.662 (2017年) 17-24頁参照。
- 35) See, European Parliament, “Legislative Train Schedule Towards a New Policy on Migration,” (<http://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-towards-a-new-policy-on-migration/file-revision-of-the-dublin-regulation>, as of 14, August, 2017).
- 36) 井上淳 「EUへの難民大量流入の構造的要因：積極的対外政策と難民対策との間のトレード・オフ」日本EU学会年報第37号 (2017年) 115-133頁参照。
- 37) 中坂恵美子 前掲書 参照；岡部みどり 前掲注19) 参照。